

International Workshop on Transparency in Japanese Financial Law

【要旨】

本ワークショップの要旨は次のようなものである。なお、本要旨は Discussion におけるアンダーソン教授のまとめに従う。

I. アクセス

翻訳が実際に利用されるためには、アクセスのしやすさが重要である。

1. 複数のデータベースの存在

日本では、法令の英訳に関して、複数のデータベースが存在している。

(eg Financial cases, Supreme Court cases, JAIL cases, etc)

2. データベースの相互リンク

個々のデータベースをまとめ、相互にリンクさせることで、より利便性をはかることが可能であろう。(eg 法令翻訳のリンク集として Mika's homepage; <http://homepage2.nifty.com/paper/lawcollection.htm>)

II. 資金

日本法の翻訳は、資金の面から次の二種類に分類される。

1. 公的資金による翻訳：(eg 文科省, 各大学, JAIL, etc)

2. プライベートな資金による翻訳：

(eg 翻訳者, 翻訳会社, 有斐閣, 英文法令社, 長島・大野・常松法律事務所)

III. 訓練

法律文献の翻訳を行うためには、次の二つの面からの訓練が必要である。

1. 法律

翻訳を行うに際しては、日本法の知識が必要である。

2. 翻訳

翻訳の特別コースを設置する大学もある。(eg ANU, UNSW, UQ, 京都産業大学)

IV. 基準

英訳を行う際の基準について、日本国内における基準、いずれの国の英語を基準とするかについて、次のような問題がある。

1. 日本国内における基準

日本国内には、法律文書につき、柏木教授のプロジェクト（以下では「柏木プロジェクト」）の日英対訳辞典等複数の翻訳が存在する。英訳を行うにつき、いずれか一つを基準とすべきか。

2. いずれの国の英語を原則とするか。

英国、米国、豪州の英語、または CISG のような国際的な英語が併存。

V. 質

英訳の質を向上させ、それを維持するためには、次の2つが重要であると思われる。

1. 翻訳の方法

英語を母国語とする法律家と日本語を母国語とする翻訳者、双方によって、翻訳は行われるべきである。

また、翻訳依頼者と翻訳者の間で、双方向のコミュニケーションを行うことが重要である。このことにより、お互いの意思疎通をはかることができ、翻訳者は、依頼者の望む翻訳を行うことができる。(eg circular partnership)

2. 翻訳チェックの必要性。

一度行われた英訳は、専門家によるチェックを受けるべきである。

しかし、どの程度の質を求めるかにつき、一定の基準を設けることは難しい。